

議案第18号

新居浜市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年2月20日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市下水道条例の一部を改正する条例

新居浜市下水道条例（昭和54年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第27条第2号の表13の項中「宇高排水ポンプ場」を「宇高第一雨水ポンプ場」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

公共下水道事業計画の変更に伴い、宇高排水ポンプ場の名称を改めるため、本案を提出する。